

松阪市情報化推進計画

Matsusaka city ICT promotion plan



平成 26 年 12 月
松阪市



- 目 次 -

第1章	計画の概要	1
1.	計画策定の背景	2
(1)	ICT を取り巻く背景	2
(2)	国の情報化政策の動向	2
2.	本計画の位置づけ	3
3.	計画の期間	4
第2章	松阪市の ICT における現状と課題	5
1.	市の ICT 分野におけるこれまでの取り組み	6
2.	市の ICT 分野における現状と課題	7
第3章	松阪市における ICT 施策の基本方針	9
1.	本計画の基本方針	10
第4章	ICT 施策の構成	11
1.	市民に役立つ ICT	12
(1)	社会保障・税番号制度の推進	12
(2)	教育・生涯学習環境の充実	13
(3)	行政手続きの利便性の向上	15
(4)	行政情報の充実	17
(5)	地域の魅力の発信	19
(6)	安全と安心の確保	21
2.	業務を変革する ICT	23
(1)	ペーパーレス会議システムの導入	23
(2)	電子決裁システムの全面導入	23
(3)	プリンタの統合	24
(4)	モバイルワークの推進	24
(5)	新たな情報共有基盤の導入	25
(6)	松阪市統合型 GIS の充実	26
3.	新たな技術を活用する ICT	27
(1)	シンクライアントシステムの導入	27
(2)	クラウドサーバの導入	27

(3) ネットワークの更新.....	28
(4) 総務管理システムの更新	29
4. ガバナンスを強化する ICT	30
(1) 情報システムの整備等に係る情報企画部門との事前協議の実施	30
(2) 「情報セキュリティポリシー」の改訂.....	30
(3) 情報セキュリティ監査の実施	31
(4) 「情報システム調達ガイドライン」の策定	31
(5) 「情報システム部門における業務継続計画（ICT-BCP）」の策定.....	32
第5章 推進体制.....	33
1. 計画の推進.....	34
2. 推進体制	34
(1) 推進本部（市政取締役会）	34
(2) 情報化推進委員会.....	34
(3) 電子決裁導入プロジェクト委員会.....	34
(4) 社会保障・税番号制度導入 PT 代表者会議および PMO	35
(5) ワークスタイル変革プロジェクト会議	35

第1章 計画の概要

本章では、計画策定時における ICT 環境の背景や国の ICT 戦略の動向等を整理するとともに、本計画の位置づけや計画の期間等を示します。

1. 計画策定の背景

(1) ICT を取り巻く背景

近年の情報通信技術（以下「ICT¹」という。）の急速な進展によるスマートフォン²やタブレット端末³、ソーシャルメディア⁴、クラウド⁵等の普及は、私たちの生活様式のみならず、さまざまな分野の幅広い場面で大きな変化をもたらしており、ICT は欠かすことのできない社会的な基盤となっています。

一方で、個人情報の漏えいに関する事件や事故が後を絶たず、ICT の急速な発展は、情報漏えいに対するリスク管理の複雑化をもたらし、あらゆる組織による適切な情報管理が求められています。

また、地方自治体においても、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供と、災害などに強い情報基盤の構築、効率的な行政運営等が求められており、そのためには、ICT の利活用を促進することが必要となっています。

(2) 国の情報化政策の動向

国は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成 13 年に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法を施行し、e-Japan 戦略（平成 13 年）、e-Japan 戦略Ⅱ（平成 15 年）、IT 新改革戦略（平成 18 年）を順次策定し、ICT の基盤整備が進められてきました。

-
- 1 **ICT (Information and Communication Technology)** → 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では IT がよく使われてきたが、国際的には ICT が一般的であることから、近年の日本でも ICT が定着しつつある。
 - 2 **スマートフォン (smart-phone)** → 音声通話だけでなく、インターネット通信の機能のほか、カレンダー、住所録、メモ作成、カメラ・動画撮影機能など、パソコンと同等の機能を持つ携帯電話のこと。
 - 3 **タブレット端末** → 充電電池を内蔵した薄型軽量のコンピュータで、持ち運んで好きな場所で利用できる。無線 LAN や LTE などのデータ通信機能を内蔵しており、インターネットや電子メール、動画、電子書籍などさまざまなコンテンツを閲覧・操作することができる。
 - 4 **ソーシャルメディア (social media)** → インターネットを通じたコミュニケーションによって形成される情報メディアのことで、利用者が投稿した映像や文字情報を共有する。具体的には Facebook、Twitter、LINE、mixi などが有名である。
 - 5 **クラウド (cloud)** → クラウドコンピューティング (cloud computing) を略したもので、インターネットを経由して提供されるサーバやアプリケーションなどのサービスを利用できる。サーバ購入やアプリケーション導入費用など多額の初期費用やメンテナンス費用が不要になるなどのメリットがある。

その後、技術を優先したこれまでの計画から利用者側の視点に立った i-Japan 戦略（平成 21 年）を策定し、国民主役のデジタル安心・活力社会の実現を目指すとなりました。

また、平成 24 年には電子行政オープンデータ⁶戦略が公表され、「公共データは国民共有の財産であるという認識の下、公共データの活用を促進するための取組に速やかに着手し、それを広く展開することにより、国民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、我が国の社会経済全体の発展に寄与することが重要である」として、公共データの活用促進のための基本戦略が示されました。

平成 25 年には、これまで各府省で個別に行われてきた IT 投資における無駄を省き、国民の利便性を向上させる体制を構築するため、内閣情報通信政策監（政府 CIO⁷）を設置しました。そして、同年、世界最先端 IT 国家創造宣言が閣議決定され、平成 32 年までに世界最高水準の IT 利活用社会の実現を目標に、新産業・新サービスの創出、世界一安全で災害に強い社会、公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現を目指すとしています。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、ICT を有効に活用した施策を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を定めた松阪市情報化推進に関する規則（平成 25 年 10 月 21 日規則第 54 号）に基づいて策定するものです。

また、市の総合的なまちづくりの指針である『松阪市総合計画「市民みんなの道標～未来につなげるまちづくり計画～」』（平成 26 年 3 月策定）を上位計画とし、基本計画の「単位政策 6_行政経営」の施策のうち、「6-1_行政システム」において、「ICT（情報通信技術）の利活用など時代に応じた効率的な行政運営のシステムを確立する」とした目標の実現を図るための計画として位置づけ、市の情報施策の推進に係る基本的な計画とするものです。

6 **オープンデータ** → 誰もが自由に使えて再利用でき、かつ再配布できるようなデータのことで、データの 2 次利用による経済の活性化や効率化、データ活用の進展による官民協働推進などが期待できるとされている。

7 **CIO（Chief Information Officer）** → 最高情報責任者のことで、経営戦略に沿った情報戦略や ICT 投資計画の策定などに責任を持つ。

3. 計画の期間

上位計画である松阪市総合計画「市民みんなの道標～未来につなげるまちづくり計画～」の計画期間にあわせ、平成26年度から平成29年度までの4か年とします。なお、ICTの動向や社会経済状況の変化、国の制度や動向等に対して柔軟に対応するため、必要に応じて本計画の見直しおよび更新を行います。

第2章 松阪市の ICT における現状と課題

本章では、市におけるこれまでの ICT 施策の取り組みを整理するとともに、第 1 章で示した背景や現状等から課題を分析します。

1. 市の ICT 分野におけるこれまでの取り組み

これまで市の ICT 部門では、職員へのパソコン配布のほか、文書管理システムや財務会計システム等の導入を行うとともに、グループウェア⁸等の機能を有する職員ポータルシステム⁹を導入し、事務効率の向上と職員間の情報連携の向上を実現しました。

さらに、平成 16 年度から 21 年度にかけて、税システムや介護保険システムのほか、17 業務から構成される住民情報システムの基幹系システム¹⁰について、汎用系システム¹¹からオープン系システム¹²へ順次移行し、さらには、平成 26 年度には、税システムと住民情報システムを同一システムとすることで、大幅な経費削減を実現しました。

また、市政の情報を分かりやすく発信するため、平成 23 年度に市のホームページをリニューアルするとともに、平成 26 年 2 月から、Facebook¹³を活用して市と市内の市民活動団体などがともに情報を発信し、それを見る方々との情報の交流を図ることを目的にした情報交流ページ「ぎゅうっと松阪」を開設し、積極的な情報交流が行われています。

一方、セキュリティの向上の面から、ウィルス対策やインターネット接続時の業務関連外サイトへの接続制限、各パソコンの操作ログの記録等のほか、平成 24 年度に職員用パソコンの一元管理が可能なアクティブディレクトリ¹⁴の導入や市内ネットワークの認証の強化を行い、市の情報資産のセキュリティを強化しました。

なお、そのほか ICT を活用したこれまでの個別の施策については、第 4 章に記載しています。

8 **グループウェア (groupware)** → 組織内のネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションを行うためのソフトウェアのことで、職場などのグループの業務の効率化を目指すことができる。

9 **職員ポータルシステム** → 職員がシステムを利用した業務を行う際、当該職員が利用可能な業務システムが 1 台のパソコンから可能にするシステムのこと。

10 **基幹系システム** → 情報システムのうち、主たる業務に直接関わるもので、中核となる重要なシステムのこと。

11 **汎用系システム** → 独自仕様・独自開発のシステムのことで、機器の調達やソフトウェア開発から運用まで、汎用機メーカーがすべての工程を独占的に受注するという形になりやすいというデメリットがある。

12 **オープン系システム** → 特定メーカーのハードウェアやソフトウェアに限定せず、標準仕様が構築されたシステムのことで、汎用系と比較して同じ性能を低コストで実現できるメリットがある。

13 **Facebook** → 参加者同士のコミュニケーションを目的としたインターネットサービスのひとつで、世界最大の規模である。

14 **アクティブディレクトリ (active directory)** → ネットワーク上に存在するさまざまな機器の情報を一元管理する機能のことで、Windows のネットワーク上にあるさまざまなコンピュータグループを統合し、階層化した 1 つのネットワークとして管理できる。

2. 市の ICT 分野における現状と課題

これまで時代の要請に応じて必要な ICT 環境の整備や、積極的な情報施策を推進してきましたが、ICT の発展速度は極めて速く、新たな ICT 環境の整備だけでなく、新たな ICT に係る脅威にも対応していかなければなりません。そのようななか、市の ICT 部門だけではすべての部門の ICT 関連システムを把握できないことや、各部門に必要なと考えられる情報システムやアプリケーション¹⁵が不足していることなど、情報システムの全体的な最適管理が十分とはいえない状況にあります。

また、さまざまな情報システムの導入や ICT 基盤の整備等により事務の効率化に一定の成果を挙げていますが、行政への申請などの手続きには多大な時間を要することや、煩雑な手続きが残るところもあるなど、市民サービスの利便性の向上の観点から、ICT の活用による改善の余地があります。

これらのようなことから、ICT を有効に活用しながら、これまでの行政事務を見直し、業務スタイルを改善していくとともに、市民にとってより便利で負担の少ない行政サービスを享受できるようにしていく必要があります。

また、市政情報などの発信について、市民が求める情報との乖離が存在しないか、企業等が求める 2 次利用が可能なオープンデータの可能性など、幅広い検証を行い、情報発信のあり方について検討していく必要があります。

さらには、新たな ICT の脅威に備えるための情報基盤の整備や、最新技術を有効に活用して情報セキュリティの全体的な向上を図っていく必要があります。

15 アプリケーション (application) → ワープロや表計算、データベース作成など、特定の目的のために使うソフトの総称のことで、一般的にアプリという。

第3章 松阪市における ICT 施策の基本方針

本章では、第 2 章で示した課題を解決するための ICT 施策についての基本方針を示します。

1. 本計画の基本方針

本計画は、ICT の積極的な活用を推進し、より利便性の高い市民サービスの提供、市民と行政の豊かな情報交流の実現を目指すとともに、ICT ガバナンスの確立や、災害時等における ICT 分野の事業継続性の確保、より効率的な業務スタイルの確立などを図ることを目的として策定するものであり、今後の市における ICT 施策の基本方針を以下のとおり定め、第4章に示す ICT 施策を展開していきます。

なお、ICT 施策の推進には多額の経費を必要とすることから、費用対効果やメリット・デメリットを十分に見極めながら実施していきます。

① 市民に役立つ ICT

ICTを有効に活用し、行政サービスの向上と市民の利便性の向上、さらには情報提供の充実を図り、市民にとってわかりやすく、使いやすい情報化を目指します。

② 業務を変革する ICT

ICT を有効に活用し、行政事務の効率化に加え、業務プロセスを見直し、事務改善につなげていくとともに、ペーパーレス化を推進し、コストの削減を目指します。

③ 新たな技術を活用する ICT

最新の ICT を積極的に活用し、行政サービスの高度化やセキュリティの向上、さらには情報資産の無駄をなくしたコストの削減を目指します。

④ ガバナンスを強化する ICT

ICT の活用による効果を最大限に高めるため、情報システムの導入および更新における最適化や、共通仕様によるシステム調達のほか、セキュリティの確保など、ICT 施策全体の最適化を目指します。

第4章 ICT 施策の構成

本章では、第 3 章で示した基本方針に基づいて、各種の ICT 施策について具体的な事業の内容を示します。

1. 市民に役立つ ICT

(1) 社会保障・税番号制度の推進

《事業の概要》

平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の各分野で利用が開始される社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）について、必要な基幹業務システムの改修等の基盤整備を着実にを行うとともに、マイナンバーに係る各種の申請手続きにおいては、証明書等の添付が省略できるようになることから、関係事務の見直しを行い、市民の申請手続き等の利便性の向上を図ります。

さらに、平成 28 年 1 月から希望者に交付される個人番号カード¹⁶については、国が定める利用方法以外に、条例で定める事務に利用することができるとされていることから、例えば各種証明書等のコンビニ交付や図書館カードなど、その利活用の方法について検討していきます。

また、平成 29 年 1 月から、自分の情報がいつ、どこで、どの機関とやり取りしたのか確認でき、行政機関からそれぞれの個人に応じた情報を自宅のパソコン等から確認できる「マイ・ポータル」機能の利用が開始される予定であることから、その利便性の向上のための検討を行っていきます。

これらのマイナンバー制度の開始にともなう個人情報の保護の徹底を確保するため、特定個人情報保護評価を確実にを行います。

《実施年度》 平成 26 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）
総務部 総務課（0598-53-4055）

16 個人番号カード → マイナンバー制度にともない希望者に交付されるカードで、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の顔写真が表示されるとともに、これらの情報等が IC チップに記録されたカードのこと。平成 28 年 1 月から希望者に対して交付される。

(2) 教育・生涯学習環境の充実

① 学校教育の情報化の推進

《事業の概要》

平成 23 年度から平成 25 年度まで、総務省フューチャースクール推進事業および文部科学省学びのイノベーション事業のモデル校として、三雲中学校において、電子黒板や無線 LAN¹⁷環境を整備し、タブレット端末を活用した授業を実施しました。生徒の学習意欲や理解の向上、表現力や思考力の向上のほか、教員同士の意見交換が活発に行われるなどの効果があったことから、引き続き事業の推進を図っていきます。

これらの成果を他の学校にも広めていくため、平成 26 年度には殿町中学校や飯高東中学校において実施するとともに、今後の教育分野における ICT 環境の動向等を見極めながら、ICT を活用した学校教育の充実を目指します。

また、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教員の ICT 活用指導力の向上を目指すなど、情報教育の充実を図るため、「松阪市教育の情報化指針（仮称）」を策定し教育の情報化政策における方向性を示します。

《実施年度》 継続実施

《主たる担当部署》 教育委員会事務局 学校支援課（0598-53-4387）

② 松阪市図書館における ICT の導入

《事業の概要》

松阪市図書館は、平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、開館時間の延長やイベントの実施など利用者サービスの向上を図るとともに、平成 23 年度にはインターネットによる蔵書資料の貸出予約サービスを開始しました。さらには、館内 OPAC（検索機）予約や、図書館ホームページの刷新、ミュージックライブラリーのオンライン配信など、サービスの向上に努めてきました。

17 無線 LAN → 無線によるデータ通信によりネットワークシステムに接続する技術のこと。

そして、誰もが便利に図書館を利用し、読書活動の活性化を図るために、新しい図書館づくりを推進するにあたり、松阪図書館の大規模なリニューアルに合わせて、蔵書資料に IC タグ¹⁸を装着することによる自動貸出機の導入や、タブレット端末やスマートフォンを使った検索機能の導入をはじめ、無線 LAN 環境の整備、デジタルサイネージ¹⁹の導入などを計画し、ICT を効果的に活用した図書館サービスの充実を目指します。

《実施年度》 平成 29 年度

《主たる担当部署》 教育委員会事務局 いきがい学習課（0598-53-4396）

③ 学校情報システムの刷新と最適化

《事業の概要》

教育現場における ICT 環境の変化は目覚ましく、教育の情報化の推進が求められていますが、市内の公立小学校や中学校では、各学校にそれぞれサーバを設置していることなどから、学校間の情報共有システムがないなどの課題点があります。

そこで、平成 27 年度から、各小中学校に設置しているサーバの統合を進めるとともに、学校間および学校と市の情報共有の促進や、ICT を活用した学校事務の効率化を目指し、グループウェアシステム等の導入を検討していきます。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 教育委員会事務局 教育総務課（0598-53-4382）

18 IC タグ (IC tag) → データの読取りや書換えが可能な IC チップを埋め込み、電波を使って情報の読み書きを行うことができるタグ（荷札）のことで、バーコードなどと異なり、離れた距離から処理できるほか、複数タグの同時認識機能や汚れに強く何度でも再利用可能などのメリットがある。

19 デジタルサイネージ (digital signage) → 店頭や公共空間などで、ネットワークに接続したディスプレイで映像や情報を表示する電子看板のことで、利用者に応じた効果的な情報配信ができる。

(3) 行政手続きの利便性の向上

① クレジット納付システム等の導入

《事業の概要》

市では、これまで市税や国民健康保険税、上下水道使用料について、納付しやすい環境を整備するため、順次コンビニエンスストアでの納付を可能にし、利便性の向上を図ってきました。

そして、さらに納付機会の多様化を進めるため、パソコンや携帯電話からインターネットを経由して 24 時間いつでもクレジットカードでの納付を可能にする仕組みを、平成 26 年度には上下水道使用料、平成 28 年度には市税・国民健康保険税について導入していきます。

また今後、市に納付していただくさまざまな料金等についても、それぞれの利用者に応じた方法で納付ができる仕組みを構築していくとともに、マルチペイメントネットワーク²⁰を利用して、パソコンやスマートフォンからインターネットを使った納付のほか、テレフォンバンキング²¹での納付、ATM による納付などの仕組みを検討し、さらなる利便性の向上を図っていきます。

《実施年度》 平成 26 年度（上下水道使用料）
平成 28 年度（市税・国民健康保険税）

《主たる担当部署》 税務部 収納課（0598-53-4021）
上下水道部 上下水道総務課（0598-53-4133）

20 マルチペイメントネットワーク（multi payment network）→ 金融機関と企業、官公庁、地方公共団体等との間の収納手続きを電子化するためのネットワークのこと。

21 テレフォンバンキング（telephone banking）→ 電話や携帯電話から専用ダイヤルで口座番号や暗証番号などを入力することで利用できる銀行サービスのこと。

② 各種証明書のコンビニ交付の導入と証明書自動交付の充実

《事業の概要》

市ではこれまで、閉庁後においても住民票の写しや印鑑登録証明書の発行をできるようにするため自動交付機を設置し、平日の時間外や土・日曜日、祝日の閉庁日でも証明書を交付できるようにしました。

今後、さらに証明書の発行機会を拡大し、窓口の開設時間に来庁できない市民の方々への利便性を良くするとともに混雑時における窓口での待ち時間の短縮につなげるため、住民票の写しや印鑑登録証明書、税務関係証明書を全国のコンビニエンスストアで発行できるコンビニ交付システムの導入を目指します。

なお、平成 28 年 1 月から利用が開始される社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）で全国共通仕様の個人番号カードが交付されることなどから、それらを見据えた導入の検討を行うとともに、現在稼働している自動交付機における利便性の向上を図るため、交付対象証明書に税務関係証明書の追加を行うなどの検討を進めていきます。

《実施年度》 平成 28 年度

《主たる担当部署》 環境生活部 戸籍住民課（0598-53-4053）
税務部 市民税課（0598-53-4026）

(4) 行政情報の充実

① ごみ収集日程配信アプリの構築

《事業の概要》

平成 27 年 4 月 1 日から、松阪市クリーンセンター（新ごみ処理施設）が稼働することにともない、市内全域のごみの分け方や出し方、収集日などが変更されることから、市民の方に配布しているごみ収集カレンダーに加え、普及が著しいスマートフォンやタブレット端末から、お住まいの地域のごみ収集日やごみの分別方法などを分かりやすく確認することができるごみ収集日表示アプリケーション「5374（ごみなし）.jp²²」を公開し、市民サービスの向上を図ります。

《実施年度》 平成 26 年度

《主たる担当部署》 環境生活部 清掃政策課（0598-53-4417）

② 松阪市ホームページの更新

《事業の概要》

市ホームページは、平成 24 年 2 月にリニューアルし、見やすく使いやすいレイアウトを実現するとともに、市長ブログ²³や情報交流ページ「ぎゅうっと松阪」の開設などソーシャルメディアを活用した情報発信のほか、イベントカレンダーを使ったイベント告知、音声読み上げ、スポーツ施設の予約システムの構築など、さまざまな手法でホームページの充実を図ってきました。

平成 29 年 1 月の市ホームページの更新を控え、必要なときに必要な情報が得られる重要な媒体として市ホームページのさらなる充実を図り、多様な情報の提供と公開を進めていきます。

22 **5374.jp** → Code for Kanazawa によって開発され、いつのごみ収集されているのかを見やすく表示したアプリで、自分の住んでいる地域を選ぶだけで、燃やす・資源・びん・燃やさないに分別されたごみが、いつ捨てる日なのか、それぞれのごみの区分の一覧などが分かるようになっている。

23 **ブログ (blog)** → インターネット上で個人またはグループが日記や記事などを掲載する web サイトのことで、読み手にとってもホームページより簡単に見ることができるシステムのこと。

《実施年度》 平成 28 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4312）

③ オープンデータ・インデックスの構築

《事業の概要》

公的機関が保有するデータを、誰でも自由に使える、2 次利用が可能な様式にして広く公開するオープンデータの取り組みは、透明で開かれた政府を目指した取り組みとして、また、国民生活の向上、企業活動の活性化等を通じた社会経済の発展に寄与する観点から、近年さまざまな国で取り組まれています。わが国においても平成 24 年に「電子行政オープンデータ戦略」を決定し、平成 26 年 10 月からオープンデータ一覧である「データカタログサイト DATA.GO.JP」の本格運用を開始しているほか、多くの自治体においてもオープンデータの取り組みが進められています。

市においても平成 25 年度に、公開している予算情報をもとに市民の方々が納めた税金の使い道を視覚化した「税金はどこへ行った？」や、妊娠・出産に係る手続きや受けられるサービスを確認できる「妊娠出産チェックリスト」を公開するとともに、さらには前述の「5374.jp」の公開を予定しています。

そして、さらに市が保有するさまざまな情報やデータなどのオープンデータ化を進めるため、市ホームページにオープンデータの一覧である「松阪市オープンデータ・インデックス（仮称）」を整備し、情報やデータの利便性と汎用性の向上を目指します。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

(5) 地域の魅力の発信

① 観光施設における ICT の導入

《事業の概要》

旧長谷川邸の寄贈を契機に、まちなかの観光振興に向けた観光交流拠点施設等の整備計画を進めており、そのなかで ICT を有効に活用していくことを検討しています。

具体的には、まちなかの魅力を多面的にアプローチすることが可能な、タブレット端末やスマートフォンを活用した観光案内、観光施設等の周辺における無料の公衆無線 LAN サービスの提供のほか、デジタル技術を用いた仮想体験ができる施設・設備の導入などを検討しており、さまざまな ICT を活用してまちなかに残る重厚な歴史・文化の魅力や、まち歩きを楽しみを多くのシーンで感じることができる観光を目指します。

《実施年度》 平成 29 年度

《主たる担当部署》 産業経済部 観光交流課（0598-53-4406）

② 特産品のインターネット販売の推進

《事業の概要》

市の優れた特産品の販売促進と市の魅力を発信するため、平成 25 年 10 月 16 日から、インターネット上で松阪の“ええもん”の販売を開始しました。そして、平成 26 年 10 月 1 日から、Yahoo!ショッピングサイト「自治体特選ストア」に場所を移して特産品販売を行っています。現在では、19 事業者 45 品目（平成 26 年 11 月末日現在）を取り扱っており、今後もさらに市の PR と特産品の販売促進を進めるため、取扱商品の充実を目指していきます。

《実施年度》 継続実施

《主たる担当部署》 産業経済部 MADE IN まつさ課（0598-53-4129）

③ 空き家バンクシステムの導入

《事業の概要》

過疎地域である飯南管内および飯高管内においては、人口減少や産業構造の変化等により空き家が増加しており、地域の活力低下などの影響が現れていることから、空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、平成 26 年 10 月 9 日、市ホームページ上に「空き家バンク」を開設しました。

また同時に、空き家の改修に係る経費等に対して補助金を支出するなど、積極的な財政支援を実施しています。

現在、空き家バンクに登録されている物件は 7 件（平成 26 年 11 月 1 日現在）あり、今後さらに空き家の登録を充実していくとともに、空き家バンクの利活用の促進と魅力ある地域の情報を充実させ、飯南・飯高地域での山村生活を応援していきます。

《実施年度》 平成 26 年度

《主たる担当部署》 飯南地域振興局 地域振興課（0598-32-2511）
飯高地域振興局 地域振興課（0598-46-7111）

(6) 安全と安心の確保

① 被災者支援システムの構築

《事業の概要》

近年発生が予測され、甚大かつ広域にわたる人的被害等をもたらす可能性がある南海トラフ地震等の大規模災害のほか、武力攻撃や大規模テロなどにより、甚大な被害を受けた場合においても、被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行っていくことが可能な被災者支援システムの構築を目指します。

仮に市のコンピュータ機器やネットワーク回線が大きなダメージを負った場合においても、災害発生時に必要な刻一刻と変化する被災者の状況や家屋等の被害状況を記録・更新し、り災証明などの発行、避難所情報の管理、支援物資の管理、仮設住宅の管理のほか、GIS²⁴を活用した復旧・復興計画の策定等が可能なシステムの構築を目指します。

なお、システムの運用においては、定期的にデータの更新等を行い、災害時に備えるとともに、災害の規模にかかわらず汎用的に活用していき、システムの有効利用を図ります。

《実施年度》 平成 28 年度

《主たる担当部署》 危機管理室（0598-53-4313）

② 遠隔手話通訳サービスの導入

《事業の概要》

平成 23 年、手話の言語性を認める障害者基本法改正案が成立・公布され、市においても、広く市民に手話が言語であるとの認識を広め、市民の誰もが手話の理解を進めるとともに、どこでも手話を使える環境を整えることにより、誰もが当たり前前の幸せを実感できる松阪市を目指すことを目的として、平成 26 年 4 月 1 日、松

24 GIS (Geographic Information System) → 地理情報システムのことで、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持った空間データを総合的に管理・加工し、そして視覚的に表示して高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

阪市手と手でハートをつなぐ手話条例が施行されました。

そこで、松阪市手と手でハートをつなぐ条例を ICT の側面から支える仕組みとして、関係各機関との協議を十分に行ったうえで、手話通訳を必要とする方に対してタブレット端末のテレビ電話機能を使った遠隔手話通訳サービスの提供の実現を目指します。

なお、タブレット端末による遠隔手話通訳のほか、外国語と日本語の遠隔通訳サービスについても検討していきます。

《**実施年度**》 平成 29 年度

《**主たる担当部署**》 福祉部 障がいあゆみ課（0598-53-4059）

2. 業務を変革する ICT

(1) ペーパーレス会議システムの導入

《事業の概要》

現在、膨大な用紙を使用する業務や会議等が多く存在し、それに係る準備等に多大な労力がかかっていることから、タブレット端末を活用したペーパーレス会議システム（以下「システム」という。）を導入し、用紙の削減と事務軽減による人的コストの削減を目指します。当面は、幹部会議である市政取締役会のほか、実施計画策定時や予算要求時のヒアリングなど大量に用紙を使用する協議等にこのシステムの活用を先行させるとともに、他の会議等においても有効な活用を検討していきます。

同時に、システムの活用のみにとどまらず、通常の業務についてもペーパーレス化の観点から、事務作業の見直しを行い、事務負担の軽減や組織の生産性の向上を目指した取り組みを進めていきます。

なお、議会の審議における執行部側の資料においても大量の用紙を使用していることから、タブレット端末等を用いた用紙削減の有効な方法など、ICT の活用について議会とともに検討していきます。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

(2) 電子決裁システムの全面導入

《事業の概要》

現在、市の決裁事務のほとんどを紙で行っていますが、電子決裁システムを全面的に導入して、決裁手続きを原則として例外なく電子的手段により行うことで、決裁手続きの簡素化と迅速化、さらには決裁文書のペーパーレス化による保存文書の量的削減の実現を目指します。

また同時に、決裁範囲や専決規定の明確化など関係規則等の見直しを行い、業務処理過程における意思決定のあり方の再検討のほか、組織内における情報共有の合

理化や事務処理の簡素化等を目指します。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

(3) プリンタの統合

《事業の概要》

現在、市施設の事務所（市民病院、広域消防、幼稚園および小中学校を除く。）内に 583 台のプリンタや複合機等（以下「プリンタ等」という。）があり、同部署内に複数台のプリンタ等が存在していることによるワークスペースの占有や、管理コスト等の重複などの問題が顕在化しています。

そこで、これらのプリンタ等のうち、基幹系システムに接続されていないプリンタ等を高機能な複合機²⁵に置き換えていくことで、重複している管理コストの削減や、不必要なプリンタの廃棄によるワークスペースの確保、資料の電子データ化などによるペーパーレス化を目指します。

また同時に、職員証を IC カード化し、プリンタ認証印刷方式を導入することで、ミスプリントのゼロによる用紙削減、放置プリントのゼロによるセキュリティの確保、印刷ログ管理によるペーパーレス意識の向上等を目指します。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 総務部 総務課（0598-53-4321）

経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

(4) モバイルワークの推進

《事業の概要》

ペーパーレス会議システムと同時に導入するタブレット端末を、業務の効率化や市民サービスの向上の観点から、会議以外への有効な活用の検討を行います。例え

25 複合機 → プリンタ、スキャナ、コピー、ファクシミリなど複数の機能が 1 つにまとめられている事務機器のこと。

ば、プレゼンテーションの品質の向上や、各種審査・検査業務の効率化、迅速な情報の伝達・共有など、抜本的な業務改革のほか、窓口業務等で市民の利便性を高める取り組みを検討していきます。

また、業務面での効率化や生産性の向上を図ることが期待できるモバイルワークを推進している先進自治体や民間企業の事例を研究し、積極的に業務に取り入れていきます。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

（5）新たな情報共有基盤の導入

《事業の概要》

平成 16 年度にグループウェアシステムを導入し、セキュリティの高い庁内情報網や情報共有のほか、職員用電子メールシステムや職員間の情報連携等、ICT における庁内コミュニケーション環境の整備を進めてきましたが、当該グループウェアシステムの更新を平成 27 年度に控えていることなどから、より優れたユーザビリティ²⁶の高い情報共有基盤を導入することで、情報共有の電子化や簡素化による庁内業務のさらなる省力化やペーパーレス化等を推進します。

また、庁内の各種手続きを電子化するワークフロー²⁷機能を有効に活用し、さらなる事務の効率化とペーパーレス化を推進していきます。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

26 ユーザビリティ（usability）→ ソフトウェアなどの使いやすさのこと。

27 ワークフロー（work-flow）→ 業務の手順を自動化すること、また、手続きの処理手順を一定化し、関係者間の事務がシステム上で円滑に流れるようにすること。

(6) 松阪市統合型 GIS の充実

《事業の概要》

これまで道路台帳や固定資産情報、上下水道施設情報など各業務で蓄積してきたさまざまな地理情報を都市計画図や住宅地図、空中写真をベースに一元化し、各部門が共有して使用できるシステムとして、松阪市統合型 GIS を構築して運用し、業務の効率化を実現しています。

また、平成 25 年度には、都市計画図の更新にあわせて、松阪市統合型 GIS を全庁的に利用できるよう Web システムに更新し、さらなる事務の効率化のための整備を行いました。

今後、地理情報等の定期的な更新を行っていくとともに、さまざまな業務への応用、市民向けサービスの可能性等について検討していきます。

《実施年度》 継続実施

《主たる担当部署》 都市整備部 都市計画課（0598-53-4168）
経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

3. 新たな技術を活用する ICT

(1) シンククライアントシステムの導入

《事業の概要》

個人情報保護などのセキュリティ対策の向上と業務の効率化を図るため、データやアプリケーションなどの情報資源をサーバコンピュータが集中的に管理し、その画面情報のみをクライアントパソコンへ転送することで、職員が使用するパソコンにはデータが残らない仕組みであるシンククライアントシステム（thin client-system）を導入します。

また、平成 21 年度からシンククライアントシステムを導入している基幹系システムのパソコンは、今回導入するシンククライアントパソコンとの統合を行うことで関連経費の削減を実現します。

さらには、シンククライアントシステムを導入したパソコンは、画面情報の転送技術を利用することが可能なことから、モバイルワークの推進への活用についても検討していきます。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4457）

(2) クラウドサーバの導入

《事業の概要》

現在、庁舎別棟の電算機械室などに、多数のシステムサーバを設置していますが、情報システムの更新や新システムの導入にともない、サーバの設置スペースの占有や管理コストの増大などの課題が大きくなってきています。

そこで、庁内のさまざまなシステムについて、セキュリティの強化や災害時の事業継続等の観点から、安全な外部のデータセンターを活用したクラウド化を進め、IaaS²⁸環境等の導入により持続可能な業務システムを構築するとともに、機器の設

28 IaaS（Infrastructure as a Service）→ 情報システムを稼働させるために必要な基盤を、インターネット経由で遠隔使用するクラウド型サービスのことで、サーバ設置費などの経費が削減できるなどのメリットがある。

置に必要なハードウェアに係る関連経費等の削減を実現します。

《実施年度》 平成 26 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4457）

(3) ネットワークの更新

《事業の概要》

これまで庁内ネットワークシステムとして構築してきた庁内 LAN の更新時期を平成 28 年度に迎えることから、業務の利便性のさらなる向上と、セキュリティの担保の観点からネットワーク環境の再構築を行います。具体的には、庁内 LAN の無線 LAN 化を推進することで、配線の除去による業務スペースの確保のほか、定期的な組織変更への柔軟な対応、フレキシブルな業務環境の構築、災害発生時における通信手段の確保などを目指します。

また、SSID²⁹のステルス化³⁰を行うなど、通信の暗号化による無線 LAN のセキュリティ対策の実施や、許可ユーザー以外は庁内ネットワークに参加できない認証 LAN システム、IPS³¹を活用した安全で安定したネットワーク環境の構築を目指します。

なお、シンククライアントシステムの導入やクラウドサーバの導入などにあわせ、今後の ICT 環境の変化に柔軟に対応できるネットワーク環境を設計します。

《実施年度》 平成 28 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4457）

29 **SSID (Service Set Identifier)** → 最大 32 文字の英数字で設定することができる、無線 LAN におけるアクセスポイントの識別名のことで、無線 LAN の混信を避けるために利用される。

30 **ステルス化** → 無線 LAN アクセスポイントのセキュリティ機能の 1 つで、自身の SSID の存在を隠蔽する機能のこと。

31 **IPS (Intrusion Prevention System)** → コンピュータ上の不正な通信を検知するシステムのことで、サーバやネットワークへの不正侵入を阻止するツールのこと。

(4) 総務管理システムの更新**《事業の概要》**

庁内の内部事務で利用している文書管理システム、財務会計システム、人事給与システムのそれぞれを統合した総務管理システムの契約更新期間をこれまでの5年から7年に延長することで、管理運営コストの大幅な削減を目指します。

このような長期契約を実施することで、年度単位の契約費用を削減できるほか、マイクロソフト社の Windows サーバの OS のサポート切れの問題を回避できることや、職員のシステムへの習熟度を高めることができ、業務の効率化が期待できます。

なお、この総務管理システムの更新にあわせ、電子決裁システムの全面導入を行っていきます。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4457）

4. ガバナンスを強化する ICT

(1) 情報システムの整備等に係る情報企画部門との事前協議の実施

《事業の概要》

市が所有する情報システムの整備、管理および運用に関して、情報システムに係る経費の削減と品質の向上を通じた業務の効率化の実現を図るため、平成 26 年 3 月 20 日に「情報システム事務処理規程」を制定し、情報システムの適正な調達の実施や情報資産の適切な保護を行っています。

また同時に、各部門の情報システムの整備、管理または運用における予算要求前と予算執行前のそれぞれにおいて、情報企画部門との事前協議を実施し、情報システム事務処理規程の実効性を担保しています。

これに加えて、住民サービスの向上に資するシステムの整備などを計画的に推進するため、実施計画段階においても事前協議を行っています。

《実施年度》 平成 26 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

(2) 「情報セキュリティポリシー」の改訂

《事業の概要》

インターネットの急速な普及や社会経済の情報化の進展にともない、情報のやり取りが容易になるとともに、申請や届出などの手続きに係る負担の軽減への要請や、市民と行政との間のコミュニケーションの活性化への期待が高まっています。一方で、不正アクセスや情報の漏洩などの問題も顕在化するなど、行政の情報化を取り巻く環境も急速に変化しています。

このような環境変化に的確に対応していくため、さらには、各部門の所有する情報資産について ICT に係る新たな脅威に対応していくため、現行の情報セキュリティポリシーを見直し、改訂版を平成 26 年度中に策定します。

また、この新しい「情報セキュリティポリシー」をもとに職員研修等を行い、職員の情報セキュリティに対する知識の習得や情報セキュリティ意識の向上を目指し

ていきます。

《実施年度》 平成 26 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

(3) 情報セキュリティ監査の実施

《事業の概要》

ICT 施策全体のセキュリティ対策の水準の向上と、情報セキュリティ対策の実効性の担保が求められていることから、それぞれの部署において情報セキュリティを管理する仕組みが適切に整備・運用されているかを、専門性を有する外部機関等により点検・評価する情報セキュリティ監査を計画的に実施していきます。

また、情報セキュリティ監査の結果を分析するとともに、ICT ガバナンスのさらなる強化と、ICT 施策を効果的に推進するため、新たなセキュリティ対策を総合的に推進していきます。

《実施年度》 平成 26 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

(4) 「情報システム調達ガイドライン」の策定

《事業の概要》

これまで市では、市民サービスの向上、業務の効率化等を目的に各種システムの導入を進めてきましたが、中長期的な視点に立った全体的なシステムの最適化やライフサイクルコスト³²の視点に立ったシステムの導入、調達・管理は、必ずしも十分に行われてきたとはいえないことから、調達の方針や調達業務に対する基本的な考え方、導入手続き等の標準化と明確化を行うため、「情報システム調達ガイドライン」を策定します。

32 ライフサイクルコスト（life cycle cost）→ 製品を購入または導入してから使用を中止、あるいは廃棄に至るまでの間に発生するコストのこと。

これにより、情報システムの調達プロセスを管理し、調達の各段階に応じたプロセスを標準化することで、情報システムの調達に係るコストの削減を行うとともに、中長期的に適切な情報システムの運用を目指します。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

（5）「情報システム部門における業務継続計画（ICT-BCP）」の策定

《事業の概要》

行政が提供する住民サービスや業務の多くは ICT に大きく依存しており、大規模地震等の災害による電源供給の停止や情報システムのダウン等に対する ICT リスク対策が全国的に求められています。仮に、大地震が発生した場合には、情報システムやネットワークが機能不全に陥り、行政サービスの安定的な供給に支障を及ぼす可能性があることから、通常業務を可能な限り中断させず、また中断したとしてもできるだけ早期に復旧し、地域住民に対して適切かつ迅速なサービスの提供を行うため、「情報システム部門における業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、ICT 部門における危機管理能力の強化および拡充を図ります。

また、データの保護や電源の確保、システム復旧等の技術的対策だけでなく、要員の確保や操作の訓練など人的対策も重要であることから、十分なシミュレーションを行います。

なお、計画策定後においても、ICT 基盤の整備の状況等に応じて見直しを行っていきます。

《実施年度》 平成 27 年度

《主たる担当部署》 経営企画部 情報企画課（0598-53-4228）

第5章 推進体制

本章では、第4章に示すICT施策の推進にあたっての留意事項や、本計画を策定するにあたり設置した各種委員会等について紹介しています。

1. 計画の推進

本計画は、ICT の可能性や先進性に着目し、市民サービスの向上、業務の効率化、ペーパーレス化、コスト削減等に資するもののうち、計画期間内における市の当面の課題に対応する施策を中心に記載しました。第4章に示すICT施策のそれぞれについて、事業の推進にあたっては、第3章に示す基本方針に従って、最少の経費で最大の効果を挙げることに留意しながら進めていきます。

また、本計画に示すICT施策の多くを平成27年度に実施、または運用することから、平成27年度を「松阪市ICT元年」と位置づけ、ICT施策の推進を図っていきます。

なお、本計画を策定するにあたり、2の推進体制に掲げる組織を設置し、必要な事柄について具体的な検討を重ねてきました。

2. 推進体制

(1) 推進本部（市政取締役会）

本計画の策定における最高意思決定機関として、また、情報化推進委員会および社会保障・税番号制度導入PT代表者会議を統括する機関として「推進本部」を設置しました。なお、推進本部の委員は、市政取締役会の委員と同様としています。

(2) 情報化推進委員会

本計画の策定にあたり総合的な検討を行うため、松阪市情報化推進に関する規則第4条第1項の規定に基づき、「情報化推進委員会」を設置しました。なお、委員会の委員は、関係各部局の担当課長で構成しています。

(3) 電子決裁導入プロジェクト委員会

決裁事務を電子的手段により行い、決裁手続の簡素化および迅速化、決裁文書のペーパーレス化による保存文書の量的削減の実現等を目指すことを目的として、電子決裁の導入に必要な検討を行うため、「電子決裁導入プロジェクト委員会」を設置しました。なお、委員会の委員は、電子決裁の実際の事務に携わる関係課長および担当者で構成

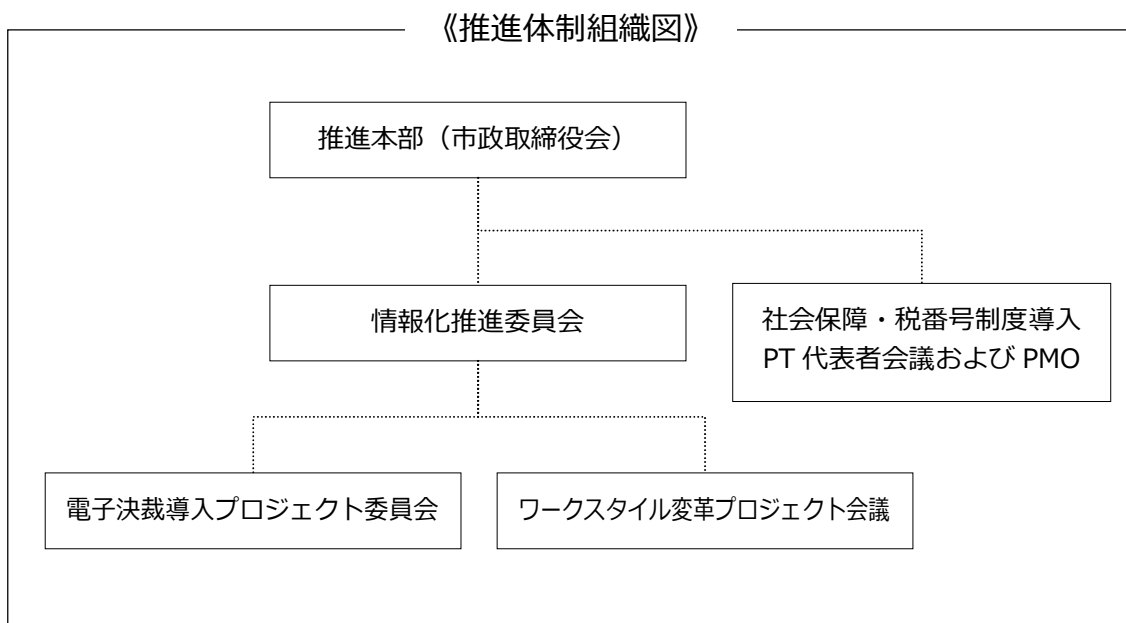
しています。

(4) 社会保障・税番号制度導入 PT 代表者会議および PMO

平成 28 年 1 月から利用が開始される社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）を着実に推進するため、主たる業務ごとにプロジェクトチーム（PT）を設置し、さらには情報部門と総務部門を PMO（Project Management Office）として設置して、業務を代表する主管課長会議と強固な事務局体制を構築しました。なお、PT は、個人情報保護、税務事務、保健福祉等事務、防災事務、内部事務、情報システム事務の 6 つを構成し、それぞれ担当課長を委員としています。

(5) ワークスタイル変革プロジェクト会議

本計画の「第 4 章 ICT 施策の構成」のうち、「2. 業務を変革する ICT」について、実際の業務の観点からさまざまな視点で比較検討し、具体的な提案を行うため、「ワークスタイル変革プロジェクト会議」を設置しました。なお、会議の委員は、あらゆる業務の視点や、さまざまな立場の観点から検討するため、関係各部局からさまざまな職階の職員で構成しています。



松阪市情報化推進計画
(平成 26 年度～平成 29 年度)

平成 26 年 12 月
松阪市経営企画部情報企画課

